

議案第22号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年3月8日（金）

消防局 予防課

改正概要

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第16号）」について、地方分権推進計画に基づき、国による定期的な見直しが行われ、一部の手数料標準額が改正されました。

これに伴い、大津市手数料条例の消防局が所管する一部を改正するものです。

改正対象

今回の改正対象は、

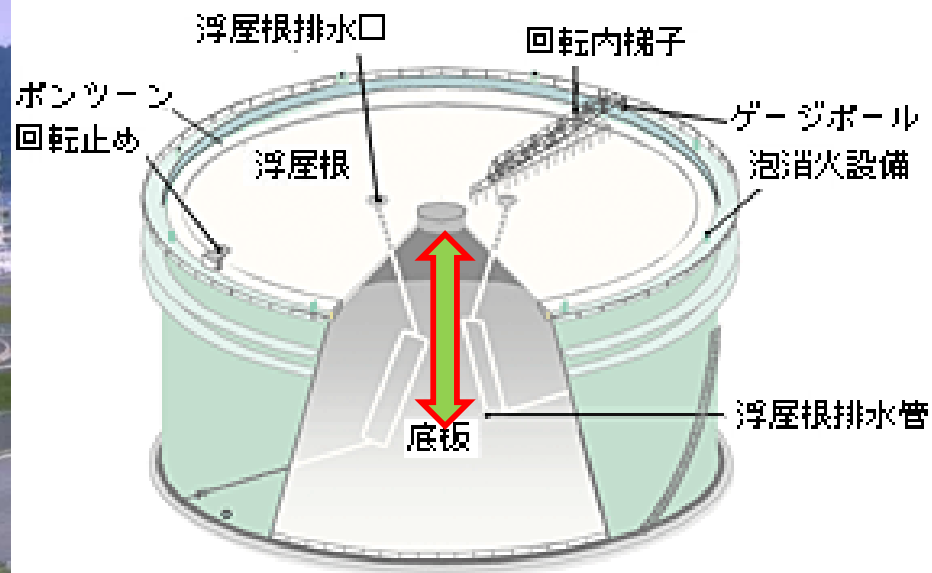
- 1 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所
- 2 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

上記2施設の**設置許可の申請に対する審査手数料**となります。

大津市手数料条例の一部を改正する条例の 制定について

改正対象

1 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所



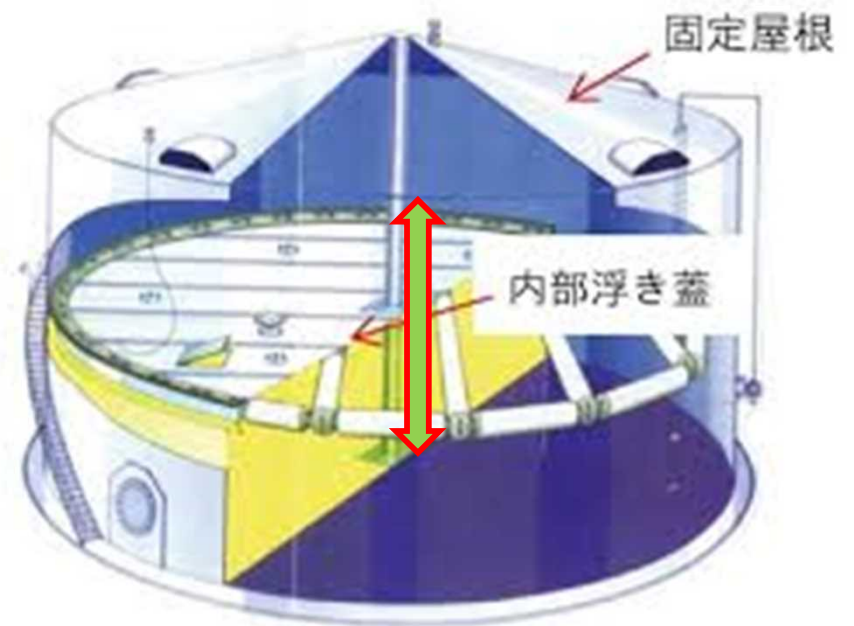
特徴

屋根がタンク内に浮いており、内容量により屋根が浮き沈みする構造となっています。

大津市手数料条例の一部を改正する条例の 制定について

改正対象

2 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所



特徴

屋根は固定式となっており、タンク内に浮いている蓋が内容量により浮き沈みする構造となっています。

大津市手数料条例の一部を改正する条例の 制定について

改正後金額

危険物の貯蔵最大数量	現行金額	改正後金額
1千キロリットル以上5千キロリットル未満	1,180,000円	1,450,000円
5千キロリットル以上1万キロリットル未満	1,410,000円	1,720,000円
1万キロリットル以上5万キロリットル未満	1,590,000円	1,920,000円
5万キロリットル以上10万キロリットル未満	1,950,000円	2,360,000円
10万キロリットル以上20万キロリットル未満	2,270,000円	2,740,000円
20万キロリットル以上30万キロリットル未満	4,550,000円	5,640,000円
30万キロリットル以上40万キロリットル未満	5,820,000円	7,240,000円
40万キロリットル以上	7,070,000円	8,790,000円